

第六十四回帝國議會  
衆議院

# 船舶安全法案外一件委員會會議錄(速記)第四回

## 付託議案

船舶安全法案(政府提出)  
船舶職員法中改正法律案(政府提出)

## 會議

昭和八年二月二十四日(金曜日)午後一時三十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 向井 倭雄君

理事中井 一夫君 理事村上紋四郎君

伊坂秀五郎君

保良淺之助君

山村豐次郎君

金城 紀光君

佐々木平次郎君

小谷 節夫君

風見 章君

同月二十一日委員内田信也君辭任ニ付其ノ補闕トシテ金井正夫君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席政府委員左ノ如シ

逓信政務次官 牧野 良三君

逓信省管船局長 淺野 平二君

逓信省經理局長 富安 謙次君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

船舶安全法案(政府提出)

船舶職員法中改正法律案(政府提出)

○向井委員長 ソレデハ只今カラ開會致シマス、御諮ヲ致シマスガ、質問ハ既ニ終結

ト相成ッテ居リマスケレドモ、中井君カラ質問ノ御發言ノ通知ガアリマシタガ、之ヲ許スコトニ御異議ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」「極メテ簡單ニ願ヒマス」ト呼フ者アリ」

○向井委員長 ソレデハ發言許シマス、中井君

○中井委員 特ニ質問ヲ御許ヲ賜リマシテ有難ウ存ジマス、極ク簡單ニ唯一點ダケ當局ニ御尋ヲ致シタイト思ヒマス、我國ノ内外ノ情勢ニ見マシテ、海運ガ如何ニ重要ナ役目ヲ勤メテ居ルカト云フコトハ申上ゲルマデモナイノデアリマス、殊ニ聯盟ノ狀態將ニ決裂ヲ致サントシテ居ル時、最モ其重要性ヲ認メラレナケレバナラスト思フノデアリマス、是ガ爲ニハ、政府ハ力ヲ極メテ海運業ノ發達ヲ期セラレナケレバナラスト思フノデアリマスガ、ソレガ爲ニハ、一面ニハ所謂資本家側ト言ハレテ居ル船主並ニ海運業者ニ對スル保護ヲ努メラレルト共ニ、其第一線ニ立ッテ働キマスル所謂勞働者ト稱セラレル海員ノ上ニモ、極力保護ヲ加ヘナケレバナラストモノデアルコトハ申上ゲルマデモアリマセヌ、此御提出ニナリマシタ法案ニ於キマシテハ、其第一條ニ明記サレテ居リマスル通り、船舶ノ堪航性ヲ保持シ、且ツ人命ノ安全ヲ保持スルニ必要ナル施設ヲ爲スト云フコトヲ、其根本的ノ目的トサレテ居ルノデアリマスガ、之ニ依ッテ、此船舶ノ堪航性ト、又其乗員ノ安全ヲ保持スルコトガ出來ルナラバ、總テハ此所謂資本家側、所謂勞働者側、此兩方面ニ對シテ、非常ナル恩惠ヲ與ヘラレルモノデアアル、之ニ依ッテ我國ノ海運ノ發達ヲ一層期スルコトガ出來ルモノト信ズルノデアリマス、併ナガラ其目的トセラレル所ハ洵ニ結構ナコトデアアルガ、此法律ヲ制定セラレルコトニ依ッテ、若シ勞資ノ協調ヲ破ラレルヤウナ機會ヲ與ヘラレルト云フヤウコトニナリマスルナラバ、其結果ハ誠ニ重大ナモノガナケレバナラスト存ズルノデアリマス、而シテ此點ニ付キマシテハ、既ニ數度開カレマシタ所ノ委員會ニ於テ、各委員諸君カラ色々ノ御質問ガアリ、政府當局モ亦之ニ對シテ詳細ナル答辯ヲ與ヘラレテ居ルノデアリマスルカラ、私ハ茲ニ之ヲ繰返シテ申上ゲヤウトハ存ジマセヌ、唯此點ニ付テ最

モ心配致シマスルコトハ、其第十三條ノ問題デアリマス、即チ二十人未滿ノ船舶ニアリテハ二分ノ一以上、其他ノ船舶ニアリマシテハ乗組員十人以上ニナリマスレバ、此所謂檢査ノ申立ヲ爲スコトガ出來ルト云フノデアリマスルガ、事善意ニ出デル場合ハ洵ニ結構デアアルガ、若シ事惡意ニ出デマスルト云フ場合ニ於キマシテハ、是ハ所謂「ストライキ」ノ際ニ最モ有力ナル武器ヲ一方ニ與ヘルノ虞ガアルノデアリマス、即チ善意ニ申立ガナサレル場合ニ於テハ洵ニ結構デアアルガ、濫用ヲセラレルト云フ場合ニ於テハ、遂ニハ日本ノ海運全體ヲ叩壊スト云フヤウナ結果ヲ生ズル虞ガアリハセヌカト云フコトヲ心配致スノデアリマス、然ラバ此法律ハ所謂角ヲ矯メテ牛ヲ殺スノ類ニ終ル危險ヲ含ムモノデハナイカト云フコトヲ憂慮致スノデアリマス、然ルニ其第十三條ニ依リマススト云フト、右ノ申立ト云フモノハ、逓信省令ニ依ッテ、別ニ發セラレル所ノ命令ノ定ムル所ニ依ッテ、申立ノ要件、其他ノ手續方法等ヲ規定セラレルト云フコトニ相成ッテ居リマス、而シテ私共ノ心配致ス

所ノ其濫用ト云フコトハ、其要件其他ヲ定メラレル所ノ遞信省令ノ制定ノ致方ニ依ッテ、之ヲ防止スルコトガ出來ルト確信ヲ致スモノデゴザイマス、此點ニ付テハ政府ハ特ニ注意ヲセラレル必要ガアルト信ジマスノデ、此點ニ關スル所ノ政府ノ御意見ヲ改メテ一ツ承ッデ置キタイト存ジマス

○淺野政府委員 御答申上ゲマス、中井サ  
ンノ只今ノ御意見、洵ニ御尤ニ存ズルノデゴ  
ザイマス、第十三條ガ濫用サル、ヤウナコ  
トニナリマスレバ、却テ勞資ノ階級闘爭ヲ

誘發スルヤウナコトニモ相成リマスルシ、  
又船内ノ統制ヲ紊ルヤウナ虞モアルノデア  
リマシテ、斯ル結果ヲ招キマシテハ、我が  
海運界ノ發展ノ上カラ申シマシテモ、好マ  
シカラザルコトハ御意見ノ通リト存ズルノ  
デアリマス、此十三條ニ關シマスル施行命  
令ナリ、竝ニ其運用ニ關シマシテハ、中井  
サンノ御意見ノアル所ヲ十分ニ斟酌致シマ  
シテ、政府トシテハ考慮致スコトニ致シタ  
イト存ズル次第デアリマス

○向井委員長 是デ質問ハ全ク終結致シマ  
シタ、直チニ討論ニ入リマス

○中井委員 本案ハ洵ニ其時機ヲ得タル法  
案デアリマシテ、既ニ又私共ノ心配致ス點  
モ、政府當局ヨリ共ニ大ニ考慮スル旨ノ御

明言モ得タ次第デアリマス、必ズ政府當局  
ハ國家海運ノ大局カラ見テ、萬全ヲ期セラ  
ルベキコトデアアルト確信ヲ致スノデアリマ  
ス、吾々ハ本案ニ贊成ヲ致シタイト存ジマ  
ス

○村上委員 本案ニ對シマシテハ原案ニ贊  
成スル者デアリマス

○風見委員 本案ニ贊成致シマス

○向井委員長 別ニ御異議ガアリマセヌカ  
ラ、滿場一致御贊成ト認メマシテ、本案ハ  
可決致シマシタ

午後一時四十一分散會